

流山市中小企業資金融資制度拡充について (新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援)

セーフティネット 4 号認定を受けた市内中小企業者が、流山市中小企業資金融資制度を利用した場合、5 年以内の借り入れに限り、当該融資に係る利子及び信用保証料を全額補給します。

◆対象者

セーフティネット 4 号認定（新型コロナウイルス感染症を原因とする 20%以上の売上等減少）を市から受けた市内事業者

※SN4 号の認定申請の期間が令和 4 年 9 月 30 日までに延長となりました。(6 月 2 日現在)

◆対象融資

流山市中小企業資金融資 事業資金（運転資金）

流山市中小企業資金融資 小口零細企業資金（運転資金）

◆利子の補給

1 年以内 1.85%/年

1 年超 3 年以内 2.2%/年

3 年超 5 年以内 2.35%/年

既存利子補給 1.5% ⇒ **全額補給**

◆信用保証料の補給

経営安定関連保証（借入債務の 100%保証） 0.8%/年（固定） ⇒ **全額補給**

※分割での補給となります

◆融資申込期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日（国の指定期間に準ずる）

	事業資金 (運転資金)	小口零細企業資金 (運転資金)
融資限度額 (1 中小企業者につき)	2,000 万円以内 ※ただし、既存の事業資金 融資の残高がある場合は、 2,000 万円から当該残高を減じ て得た額を限度額とする。	1,250 万円以内 ※ただし、既存の保証協会付 融資の残高がある場合は、 1,250 万円から当該残高を減じ て得た額を限度額とする。
融資要件	セーフティネット 4 号認定を市から受けた市内事業者 ※その他については通常の融資制度に準ずる	
融資期間	5 年以内	
償還方法	割賦または一括償還	
利子補給	全額補給 (1.85～2.35%)	
信用保証料補給	全額補給 (0.8%) ※経営安定関連保証	

【問い合わせ先】

流山市商工振興課 (04-7150-6085)